

多良間村ふるさと民俗学習館で展示している「過渡期辞令書」四点は誰のもの

金城 善 (元糸満市立中央図書館長)

はじめに

昨年の『宮古島市総合博物館紀要』第二十五号に掲載していただいた「宮古島の忠導氏正統仲宗根家と多良間島塩川の忠導氏支流富盛家の位牌から見える八世狩俣首里大屋子玄易と宮古での室、多良間での妻について」で述べたように、多良間村教育委員会では、二〇一八(平成三十)年度から沖縄県の一括交付金を活用して、「多良間村自然文化継承事業 郷土資料整理業務」を実施している。

当該事業は「多良間村ふるさと民俗学習館所蔵資料の整理、修復・保存及び電子化作業・現代語作業を行い、村内外に発信・活用することによって、ふるさと民俗学習館の活性化はもとより、地元の人々を知る学習の場・島外の人々に対して、多良間村の観光スポットとして、多良間の歴史文化に興味を持った方々が多く訪れる場所となること。また、ふるさと民俗学習館内において現代語訳作業及び来館者に展示資料の解説等を行うことにより、人材育成の場となること」を目的とし、①館所蔵資料の修復及びカビ臭除去クリーニング、②同資料の電子化(カラーレスキャンニング)、③同資料の複製本作成(和紙出力・和綴製本)、④同資料の翻刻・現代語訳作業を実施している。

多良間村には、琉球大学名誉教授の高良倉吉氏¹⁾によって「過渡期辞令書」として分類された辞令書四点が、同村ふるさと民俗学習

館に常設展示されている。これについては、一九八六(昭和六十一年)年に刊行された『多良間村史 第二巻 資料篇1 王国時代の記録』の第六章「多良間古文書の世界」の「一 多良間の辞令書」に、高良氏が解説しているが受給者の特定には至っていない。筆者は、今回の事業による多良間の「系図家譜」のデータの蓄積により、辞令書の受給者を特定することができた。これについて、関連する資料とともに整理してみたい。

まずは、多良間島に關係する「系図家譜」について、見てみることにする。

一 多良間島と關係する「系図家譜」

多良間島と關係する「系図家譜」で確認できているのは、①土原氏、②浦渡氏、③向裔氏、④忠導氏、⑤馬統氏、⑥玻立氏の六氏である。他に、白川氏・薛種氏、益茂氏、宮金氏、仲立氏などの人々もいるが、これらの「系図家譜」は未だ確認できていない。

今回の事業では、各氏の正統・支流の各家の系図を統合して、系図家譜に収録されている全ての人々を元祖と繋がるように整理した。

(1) 土原氏の「系図家譜」

土原氏は、土原豊見親春源を元祖とし、多良間島土原を発祥とす

る一門である。多良間島に多くの支流がいるが、宮古島に渡って拡がった者もいる。

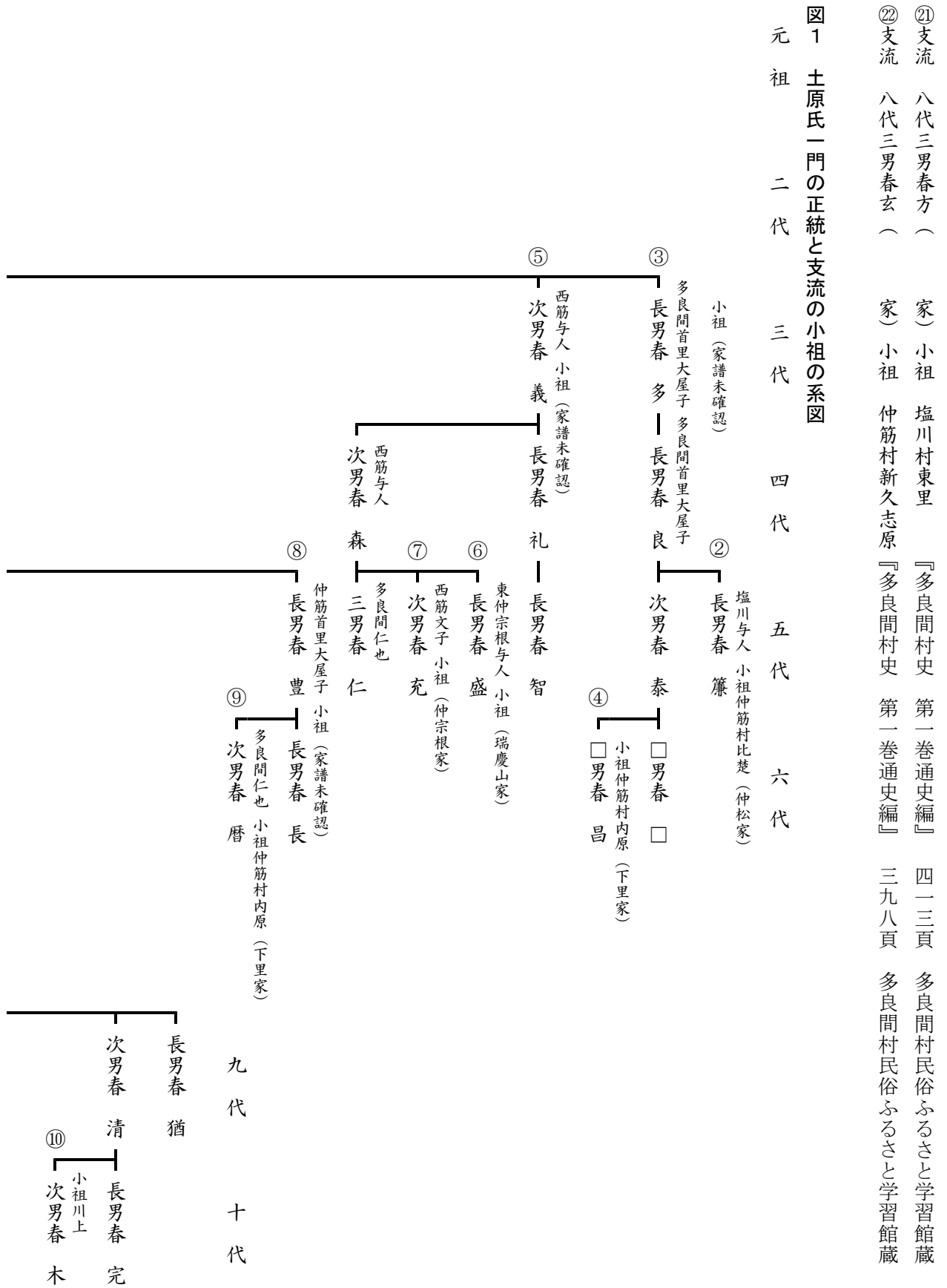
土原氏一門の正統と支流の系図家譜と系図は、次のとおりである。土原氏は、元祖春源から二二の支流の「系図家譜」が編製された

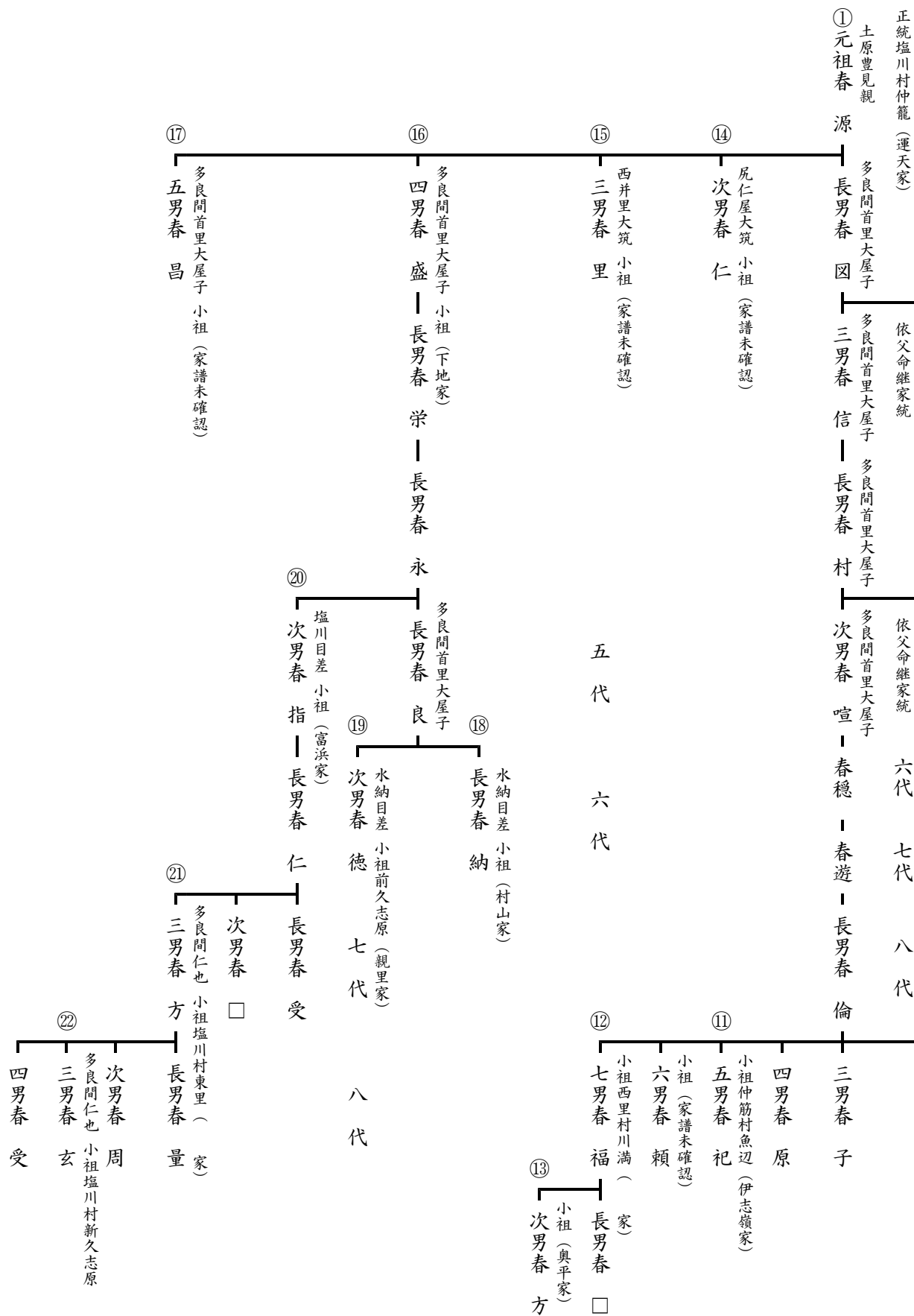
ものと思われる。しかしながら、③・⑤・⑧・⑩・⑫・⑭・⑮・⑰の「系図家譜」は確認されていない。また、④・⑨は那覇市歴史博物館に原本をコピーした複製本がある。⑮は『多良間村史』を発刊後に原本が確認されているが、未刊行である。

表1 土原氏一門の正統と支流の系図家譜一覧

① 正統	元祖 春源 (運天家)	塩川村仲籠	『多良間村史 第二巻資料編1』	六四頁	多良間村民俗ふるさと学習館蔵
② 支流	五代長男春簾 (仲松家)	小祖 仲筋村比楚	『多良間村史 第六巻資料編5』	一三頁	多良間村内個人蔵
③ 支流	三代長男春多 ()	小祖 ()	未確認		
④ 支流	六代次男春昌 ()	小祖 仲筋村内原	那覇市歴史博物館に修繕前の複製本あり		
⑤ 支流	三代次男春義 ()	小祖 ()	未確認		
⑥ 支流	五代長男春盛 (瑞慶山家)	小祖 ()	『多良間村史 第六巻資料編5』	四〇頁	宮古島市城辺在個人蔵
⑦ 支流	五代次男春充 (仲宗根家)	小祖 ()	『多良間村史 第六巻資料編5』	二二頁	多良間村内個人蔵
⑧ 支流	五代長男春豊 ()	小祖 ()	未確認		
⑨ 支流	六代次男春曆 (下里家)	小祖 ()	那覇市歴史博物館に修繕前の複製本あり		
⑩ 支流	十代次男春木 ()	小祖 村川上	未確認		
⑪ 支流	九代五男春祀 (伊志嶺家)	小祖 仲筋村魚辺	『多良間村史 第二巻資料編1』	一〇四頁	那覇市在個人蔵
⑫ 支流	九代七男春福 ()	小祖 西里村川満	未確認		
⑬ 支流	十一代次男春方 (奥平家)	小祖 ()	『多良間村史 第六巻資料編5』	五六頁	宮古島市西里在個人蔵
⑭ 支流	二代次男春仁 ()	小祖 ()	未確認		
⑮ 支流	二代三男春里 ()	小祖 ()	未確認		
⑯ 支流	二代四男春盛 (下地家)	小祖 ()	『多良間村史 第二巻資料編1』	一一〇頁	多良間村内個人蔵
⑰ 支流	二代五男春昌 ()	小祖 ()	未確認		
⑱ 支流	六代長男春納 (村山家)	小祖 ()	原本確認、村史未収録		多良間村民俗ふるさと学習館蔵
⑲ 支流	六代次男春徳 (親里家)	小祖 仲筋村前久志原	『多良間村史 第二巻資料編1』	六四頁	多良間村民俗ふるさと学習館蔵
⑳ 支流	六代長男春指 (富浜家)	小祖 ()	『多良間村史 第二巻資料編1』	六四頁	多良間村民俗ふるさと学習館蔵

図1 土原氏一門の正統と支流の小祖の系図





(2) 浦渡氏の「系図家譜」

浦渡氏は、多良間船筑の常基を元祖とし、現在六冊の「系図家譜」が編製されたものと思われる。その内、②・④・⑤は未確認であるが、②の宮古島平良間切東仲宗根村西之底に分家した八代三男

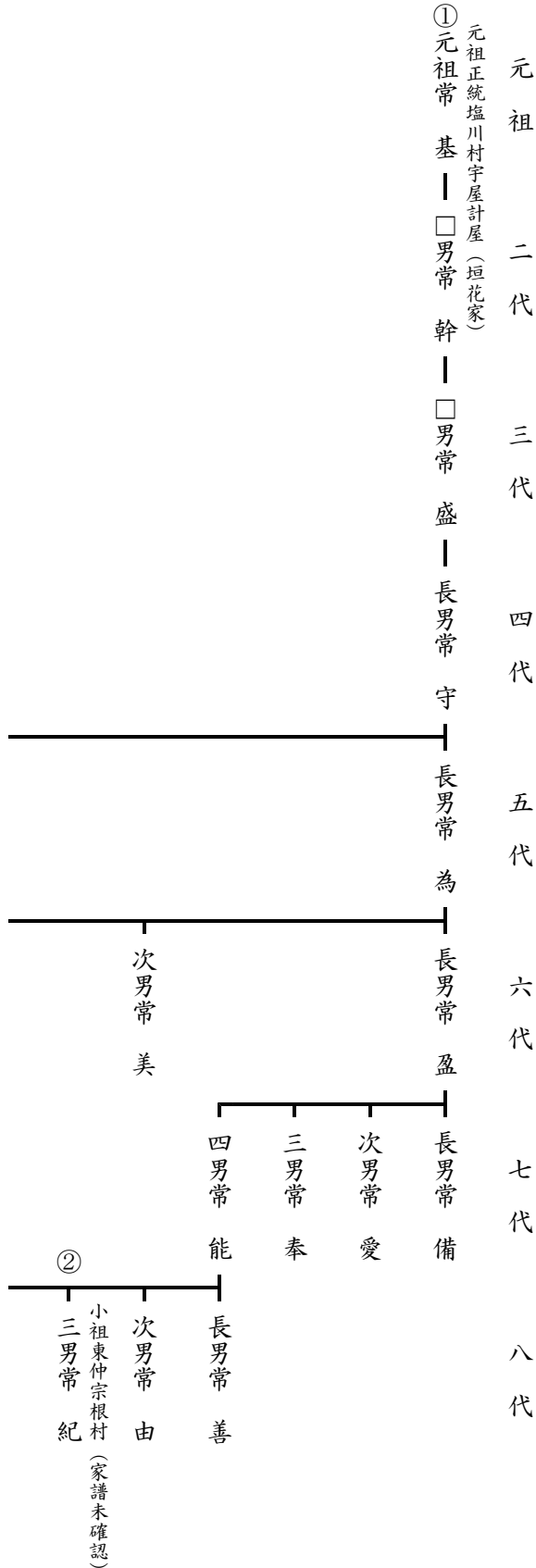
常紀を系祖とする「系図家譜」支流については、位牌から那覇市在住（元は平良東仲宗根）の砂川家にあったものと思われる。

浦渡氏一門の正統と支流の系図家譜と系図は、次のとおりである。

表2 浦渡氏一門の正統と支流の系図家譜一覧

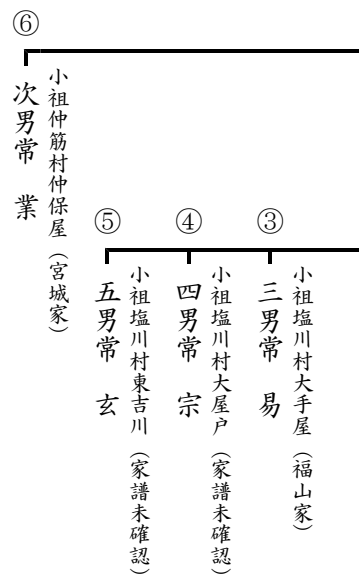
① 正統	元祖 常基 (垣花家)	塩川村宇屋計屋	『多良間村史 第六巻資料編5』一二三頁	豊見城市在個人蔵
② 支流	八代三男常紀 (家)	小祖 東仲宗根村西之底	未確認	
③ 支流	六代三男常易 (福山家)	小祖 塩川村大手屋	『多良間村史』未収録	
④ 支流	六代四男常宗 (家)	小祖 塩川村大屋戸	未確認	
⑤ 支流	六代五男常玄 (家)	小祖 塩川村東吉川	未確認	
⑥ 支流	五代次男常業 (宮城家)	小祖 仲筋村仲保屋	『多良間村史 第二巻資料編1』二〇七頁	多良間村民俗ふるさと学習館蔵

図2 浦渡氏一門の正統と支流の小祖の系図



〔3〕向裔氏の「系図家譜」

向裔氏は、尚氏浦添王子朝満の三代浦添親方朝師が、宮古島・八重山島の御検使として、多良間島に渡ったときに、土原氏西筋与人春□の女子計志真良との間に生まれた下地親雲上朝裔を元祖とする一門である。子孫は多良間島だけではなく宮古島の平良間切東仲宗



〔四男常 幸

根村の外間をはじめ、根間立・大原にも分家した支流の小祖が拡がっている。

向裔氏一門の正統と支流の系図家譜と系図は、次のとおりである。向裔氏は、元祖朝裔から一一の「系図家譜」が編製されたと思われるが、④・⑧・⑨・⑩・⑪については原本は未確認である。

表3 向裔氏一門の正統と支流の系図家譜一覧

① 正統	元祖	朝裔		
② 支流	二代次男朝宗	(佐和田家)	仲筋村久志原	『多良間村史 第二巻資料編1』 一一三頁
③ 支流	二代長男朝正	(多良間家)	小祖 仲筋村角比佐世	『多良間村史 第六巻資料編5』 七四頁
④ 支流	二代三男朝時	(富川家)	小祖 塩川村東久志原	『多良間村史 第二巻資料編1』 一二九頁
⑤ 支流	五代次男朝慶	()	小祖 未確認	
⑥ 支流	四代次男朝首	(下地家)	小祖 塩川村嶺間	『多良間村史 第二巻資料編1』 一五四頁
⑦ 支流	二代四男朝平	(花城家)	小祖 仲筋村並立	『多良間村史 第六巻資料編5』 九三頁
⑧ 支流	四代次男朝矩	(渡久山家)	小祖 塩川村東り	『多良間村史 第二巻資料編1』 一三九頁
⑨ 支流	二代五男朝清	()	小祖 外間	『多良間村史 第二巻資料編1』 一六二頁
⑩ 支流				未確認
⑪ 支流				未確認

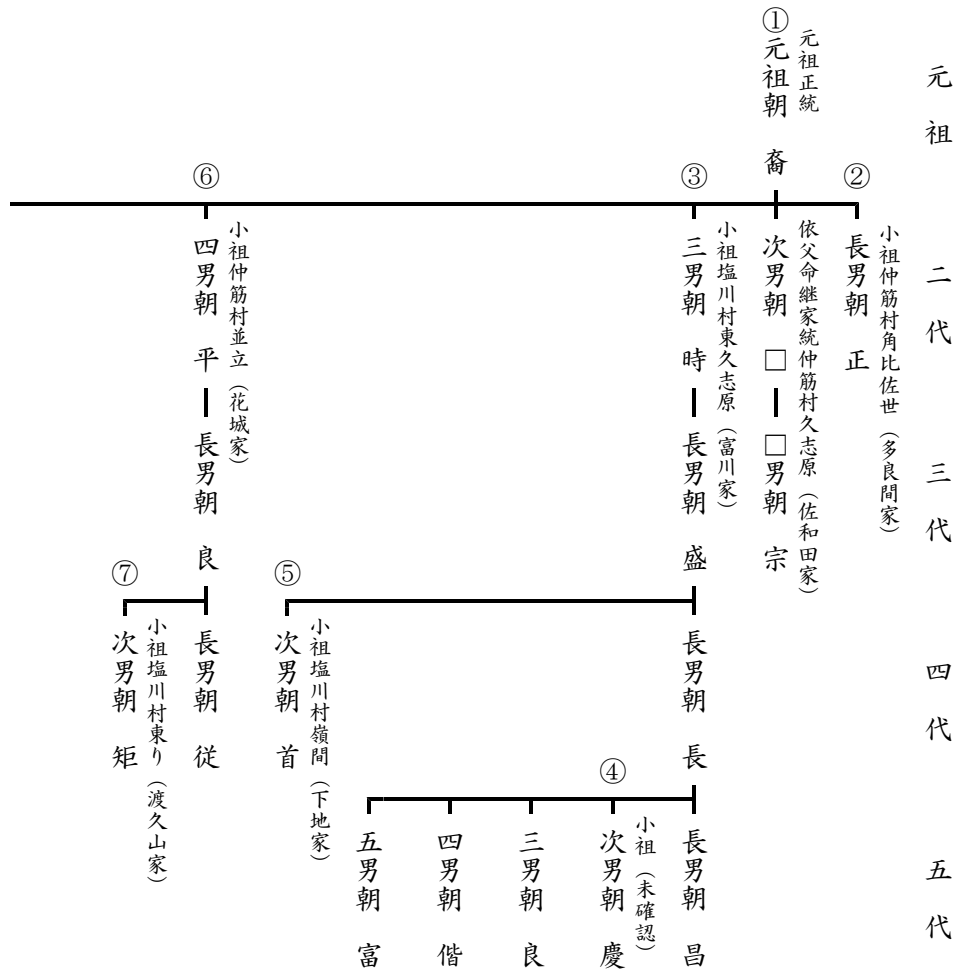
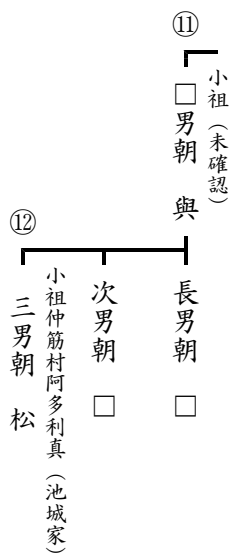
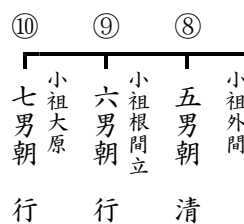


図3 向裔氏一門の正統と支流の小祖の系図

- ⑨ 支流 二代六男朝行 () 小祖 根間立 未確認
- ⑩ 支流 二代七男朝忠 () 小祖 大原 未確認
- ⑪ 支流 四代□男朝與 () 未確認
- ⑫ 支流 五代三男朝松 (池城家) 小祖 仲筋村阿多利真 『多良間村史 第一巻通史編 島のあゆみ』四一八頁 未確認



(4) 忠導氏の「系図家譜」

多良間島における忠導氏は、宮古島在所外間の正統七世狩俣首里大屋子玄易が、多良間島詰役の時に浦渡氏五代塩川目差の長男免嘉との間に生まれ、多良間島に拡がった玄陳を系祖とする塩川村おやけ屋の一門と、宮古島尻川満小祖六世友利首里大屋子新里與人玄熙

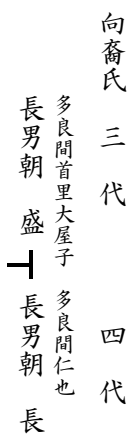
の九代荷川取与人玄□が多良間島の仲筋村百姓多良間の女子屋真との間に生まれた茶武が、兄で嫡子の友利仁也玄□に嗣子がいなかったため、跡目となった荷川取仁也玄盛を系祖とする阿多利真の一門がいる。

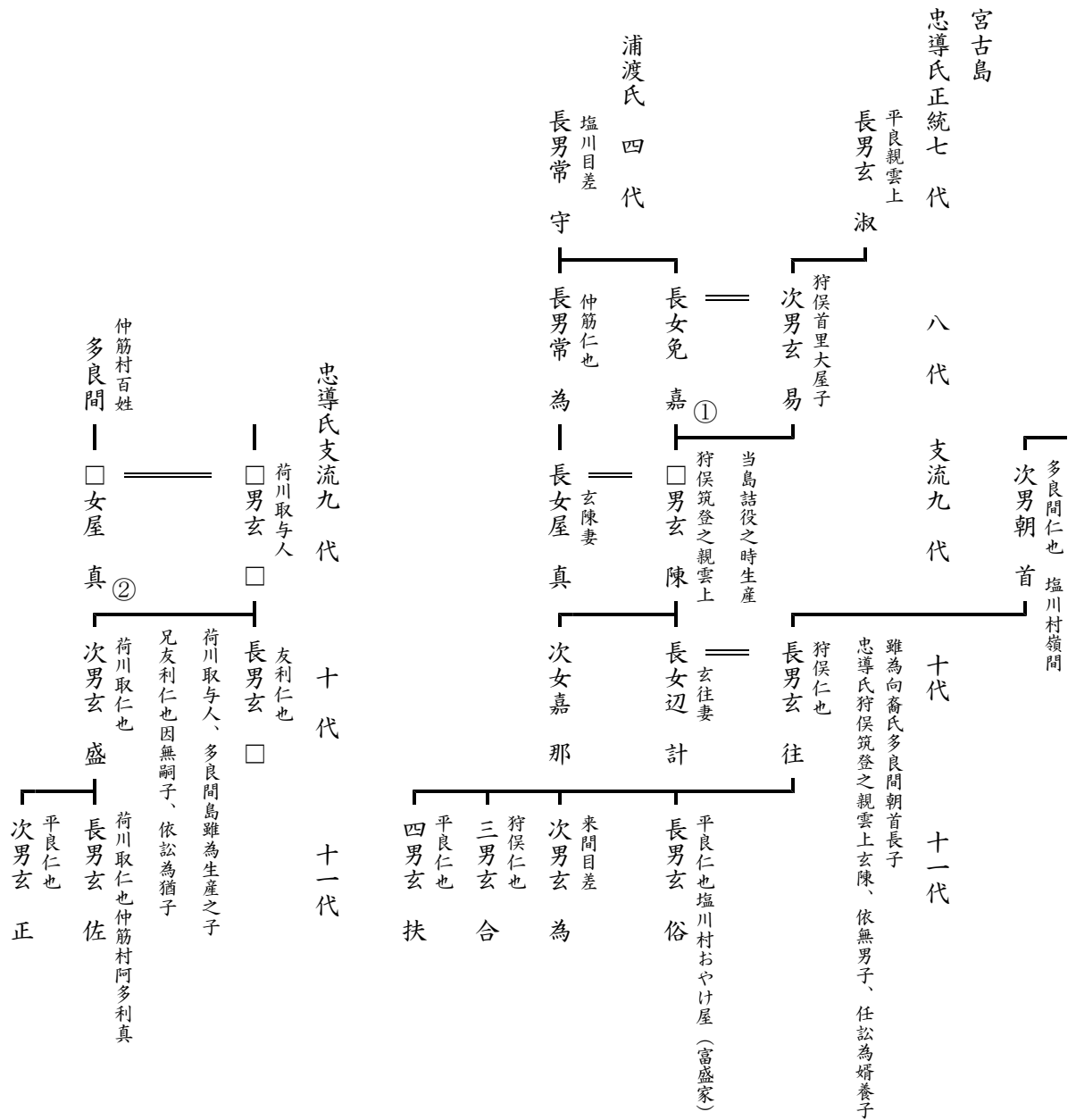
忠導氏一門の正統と支流の系図家譜と系図は、次のとおりである。

表4 忠導氏一門の正統と支流の系図家譜一覧

- ① 支流 九代□男玄陳(富盛家) 小祖おやけ屋 『多良間村史 第二巻資料編1』一九一頁
- ② 支流 十代□男玄盛() 小祖 那覇市歴史博物館に複製本あり。未刊行

図4 忠導氏一門の正統と支流の小祖の系図





(5)馬続氏の「系図家譜」

宮古島における馬続氏は、首里府の馬氏高江洲親雲上良充が、順治八（一六五一）年辛卯から同十年癸巳までの三年間の宮古島在番詰のときに生まれた島尻目差良昭を初代とする正統家があり、三代の川満與人良秀の□男長浜與人良長を系祖とする小祖がある。

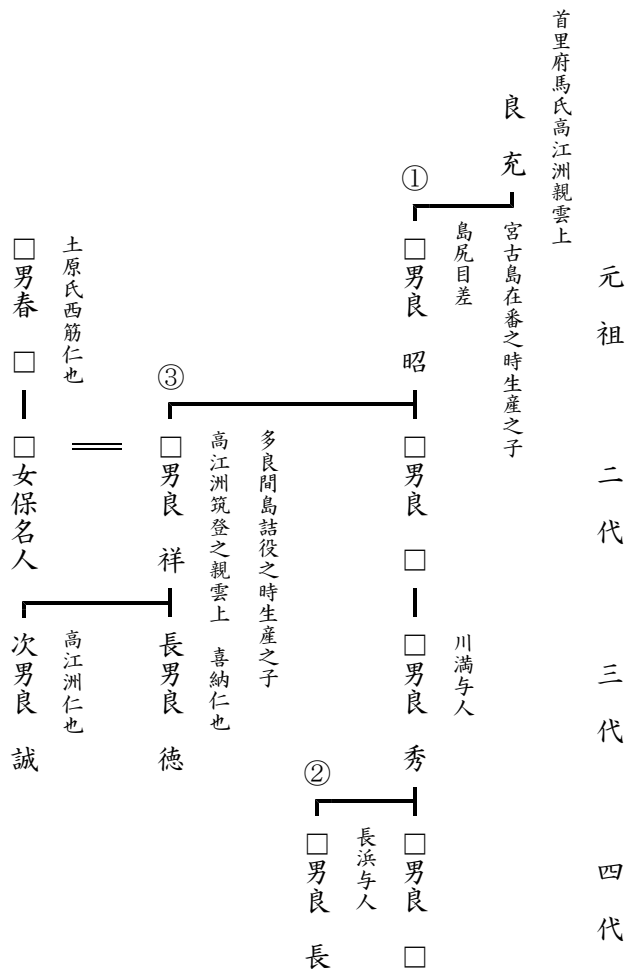
多良間島の馬続氏は、初代の良昭が多良間島詰役のときに、土原氏西筋仁也春□の女子保名人との間に生まれた高江洲筑登之親雲上良祥を二代系祖とする一門である。

馬続氏一門の正統と支流の系図家譜と系図は、次のとおりである。

表5 馬続氏一門の正統と支流の系図家譜一覽

- ① 正統 初代 良昭（ 家） 東仲宗根村親喜屋 未確認
- ② 支流 四代□男良長（高江洲家）小祖 『宮古島市総合博物館紀要』第十七号 一六三頁
- ③ 支流 二代□男良祥（羽地家）小祖仲筋村東筋 『多良間村史 第二巻資料編1』一一三頁

図5 馬続氏一門の正統と支流の小祖の系図



(6) 玻立氏の「系図家譜」

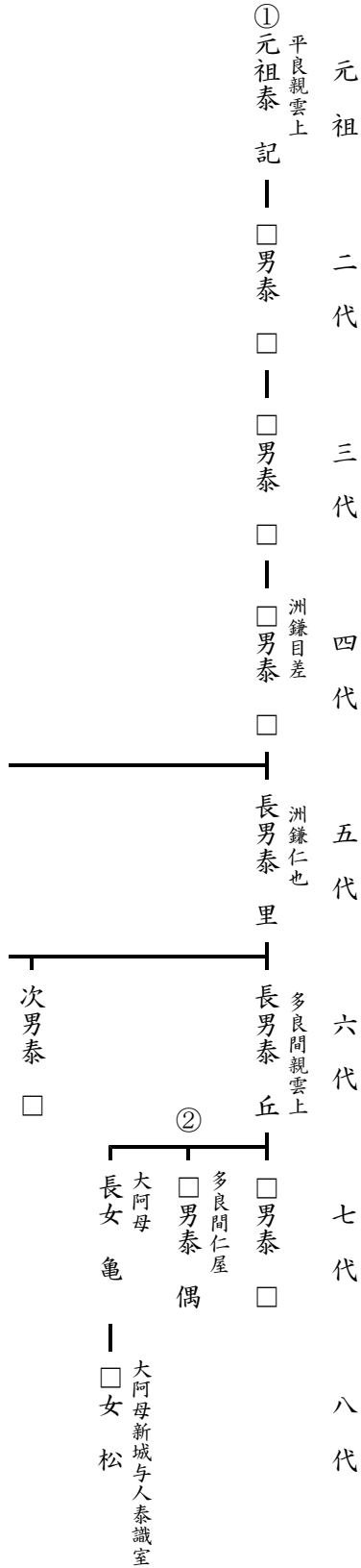
玻立氏については、『玻立氏系図家譜正統』が未確認であることから、出自の詳細は不明であるが、万暦年間に砂川間切西里村羽立の出身である元祖の泰記が平良大首里大屋子に任じられたことによるものと思われる。

玻立氏一門の正統と支流の系図家譜と系図は、次のとおりである。玻立氏の「系図家譜」は、少なくとも九冊あったと思われるが、現在は②・③・⑤が確認され、多良間島との関係では五代洲鎌仁也が仲筋村百姓塩川の女子宇毛との間に生まれた洲鎌筑登之泰昌の⑤だけであると思われる。

表6 玻立氏一門の正統と支流の系図家譜一覧

①元祖	泰記	羽立	未確認
②支流	七代□男泰偶	() 小祖	『平良市史 第八卷資料編6』六四二頁
③支流	六代三男泰昌(仲本家)	小祖塩川村嶺間	『多良間村史 第六卷資料編5』一五四頁
④支流	五代□男泰恭	() 小祖	未確認
⑤支流	六代次男泰謙(砂川家)	小祖	『平良市史 第三卷資料編1』四四八頁
⑥支流	八代次男泰與	() 小祖宇江比屋	未確認
⑦支流	七代次男泰膜	() 小祖羽立	未確認
⑧支流	七代三男泰布	() 小祖東之	未確認
⑨支流	七代四男泰渡	() 小祖東之	未確認

図6 玻立氏一門の正統と支流の小祖の系図



の間に、御朱印つまり辞令書を賜って、多良間首里大屋子をはじめ、多良間船筑、多良間目差、多良間文子、塩川与人、仲筋与人、仲筋目差、下地之頭職、塩川目差、水納目差に任じられたり、為つたのは一八件で、宇江原・久嘉知原・久智原・中原・喜武原にある畠二百六十貫と供夫三人を与えた一件の合わせて一九件の記事を確認することができた。

尚元王世代

隆慶元(一五六七)年丁卯八月五日、任多良間首里大屋子、因而賜御朱印

土原氏四代多良間首里大屋子春村

『多良間村史 第二巻資料編1 王国時代の記録』六八頁

尚寧王世代

万曆三十(一六〇二)年壬寅九月九日、為多良間船筑、因而賜御朱印

浦渡氏初代多良間船筑常基

『多良間村史 第六巻資料編5 多良間の系図』一三二頁

万曆四十(一六一二)年壬子九月十八日、為多良間船筑、因而賜御朱印

浦渡氏二代仲筋与人常幹

『多良間村史 第六巻資料編5 多良間の系図』一三二頁

万曆四十(一六一二)年壬子九月十八日、任多良間目指、因而賜御朱印

浦渡氏三代仲筋目差常盛

『多良間村史 第六巻資料編5 多良間の系図』一三二頁

土原氏五代多良間首里大屋子春暄

『多良間村史 第二巻資料編1 王国時代の記録』六八頁

万曆四十二(一六一四)年甲寅九月二十日、為多良間文子、因而賜御朱印

万曆四十三(一六一五)年乙卯四月二十二日、宇江原・久嘉知原・久智原・中原・喜武原、畠二百六十貫、供夫三人與之、因而賜御朱印

天啓元(一六二二)年辛酉八月十日、為塩川与人、因而賜御印判

尚豊王世代

崇禎二(一六二九)年己巳八月二十一日、為多良間首里大屋子、因而賜御印判

向裔氏初代下地親雲上朝裔

『多良間村史 第二巻資料編1 王国時代の記録』一一六頁

崇禎五(一六三二)年壬申八月十八日、為仲筋与人、因而賜御印判

浦渡氏二代仲筋与人常幹

『多良間村史 第六巻資料編5 多良間の系図』一三二頁

順治二(一六四五)年乙酉八月十日、為仲筋目差、因而賜御朱印

浦渡氏三代仲筋目差常盛

『多良間村史 第六巻資料編5 多良間の系図』一三二頁

尚賢王世代

順治四（一六四七）年丁亥八月二十五日、任下地之頭職、因而賜御朱印

向裔氏初代下地親雲上朝裔

『多良間村史 第二巻資料編1 王国時代の記録』一六頁

隆武三（一六四七）年辛卯（丁亥の誤り）八月二十八日、為塩川目差、因而賜御朱印

向裔氏二代多良間首里大屋子朝宗

『多良間村史 第二巻資料編1 王国時代の記録』一六頁

尚質王世代

順治九（一六五二）年壬辰十月九日、為塩川目差、因而賜御朱印

向裔氏五代多良間首里大屋子朝時

『多良間村史 第二巻資料編1 王国時代の記録』一三四頁

順治十一（一六五四）年甲午、為水納目差、因而賜御朱印

土原氏六代水納目差春徳

『多良間村史 第二巻資料編1 王国時代の記録』九一頁

順治十二（一六五五）年乙未七月一日、任塩川与人、因而賜御朱印

順治十六（一六五九）年己亥八月十一日、任多良間首里大屋子、因而賜御朱印

土原氏五代多良間首里大屋子春暄

『多良間村史 第二巻資料編1 王国時代の記録』六八頁

順治十六（一六五九）年己亥八月十一日、為塩川与人、因而賜御朱印

向裔氏五代多良間首里大屋子朝時

『多良間村史 第二巻資料編1 王国時代の記録』一三四頁

順治十六（一六五九）年己亥八月十一日、為仲筋目差、賜御朱印

向裔氏二代仲筋目差朝平

『多良間村史 第二巻資料編1 王国時代の記録』一四二頁

順治十六（一六五九）年己亥八月十一日、為塩川目差、因而賜御朱印

浦渡氏四代塩川目差常守

『多良間村史 第六巻資料編5 多良間の系図』一三三頁

尚貞王世代

康熙十四（一六七五）年乙卯十月十三日、為水納目差、因而賜御朱印

向裔氏三代塩川与人朝玄

『多良間村史 第二巻資料編1 王国時代の記録』一六頁

三 宮古島の頭と辞令書

多良間島の辞令書を見る前に、宮古島の頭の任命と辞令書について

て見てみたい。

『御嶽由来記』に、嘉靖元壬午（一五二二）年のこととして、「地金丸御美腰并御玉、嘉靖元壬午おきやかもいかなし御守に、豊見親奉献上候」とあり、「宮古島頭役立始之事」として、次のように記述されている。

宮古島頭役立始之事

仲宗根豊見親跡職、豊見親嫡子金盛被仰付置候処、不届二付豊見親被召遊候間、同人末弟字おまのこより平良大首里大屋子始被仰付、三四年迄頭ハ平良壺人ニて候処、其後御重字まふんとのより頭下地大首里大屋子始被仰付、両頭ニて候処、万曆三拾七己酉年、国仲与人字もさ御物宰領にて悪鬼納江相渡此の時薩摩より本国を征伐し、尚寧王日本へ渡被給候年に当り御供奉仕候首里天加那志美御前被為遊御上洛候付テ、御供奉首尾能帰島、彼国仲与人より頭砂川大首里大屋子始被下候、以来三人ニて勤仕候事

『平良市史 第三卷 資料編1 前近代』三六頁

248 球陽卷四 尚寧王 二十一（万曆三十七・一六〇九）年己酉 始めて宮古山に砂川頭職を置く。

嘉靖年間、鯖祖氏（仲宗根豊見親玄雅）の三男、宇真乃古、擢んでられて平良大首里大屋子と為り、三年を歴たり。又、真普武殿を擢んで下地大首里大屋子と為す。万曆己酉、国仲与人（童名武佐）中山に入貢す。時に亦、擢んで、砂川大首里大屋子と為す。宮古島頭三員、此れよりして始まる。

『球陽研究会編『沖繩文化史料集成5 球陽 読み下し編』一七四頁

尚真王から尚清王・尚元王の世代の嘉靖年間（一五二二〜一五六六）に、鯖祖氏つまり忠導氏元祖仲宗根豊見親玄雅の三男の宇真乃古が平良大首里大屋子に任命されたということである。

また、『忠導氏系図家譜正統』には、嘉靖元（一五二二）年に初めて任命されたとある。

二世玄屯平良親雲上

童名馬之子 弘治年間生、嘉靖年間卒、号緑溪良因 父母同兄玄数

尚真王世代

嘉靖元年壬午、始而任平良之頭職

『平良市史 第三卷 資料編1 前近代』三四三頁

沖縄県立博物館・美術館が所蔵する万曆二十三（一五九五）年八月二十九日の「大宮古間切下地大首里大屋子宛知行安堵辞令書」には、「しましりのしよりの大やこ（島尻の首里大屋子）」と「しもちの大しよりの大やこ（下地の大首里大屋子）」の二人の職名が記されている。一人は「首里大屋子」で、もう一人は「大首里大屋子」である。

何人かいる首里大屋子の中で、特別な首里大屋子としての「大首里大屋子」があり、「下地の大首里大屋子」はその一人として区別されていた。

しましりの 志よ里能御ミ事

大ミヤこ満き里の
もとの志まし里の志よりの大やこ可ちの
うちより

(中略)

一人志もちの大志よりの大やこ尔

たま王里申候

志よ里より志もちの大志よりの大やこ可

方へまいる

万曆二十三年八月廿九日

『平良市史 第三卷 資料編1 前近代』七頁

島尻首里大屋子や下地大首里大屋子は、万曆二十三(一五九五)

年八月二十九日にはすでに任命されていたということであるが、辞令書には個人を特定する名乗はまだ記されてはいない。

『白川氏系図家譜正統』によれば、七世下地親雲上恵伝は万曆二十(一五九二)年に頭下地大首里大屋子に任じられ、同辞令書にありとおり同二十三年八月二十九日に下地の祖納を蒙領(拝領)したとある。その記録は、次のとおりである。

七世下地親雲上恵伝

童名字真能子

嘉靖三十七年戊午正月初九日生

万曆三十四年丙午十二月十日不禄享年四十九号雄岳崇英葬于八

重山

父恵道

母川盛氏

室仁喜屋千代盛 宮金氏下里船之筑寛次女也

嘉靖三十八年己未三月十日生

泰昌元年庚申八月十五日卒寿六十二号一宝妙珠

尚永王世代

万曆元年癸酉九月十九日結欵髮

同年九月二十日、為脇筆者

同十一年癸未、任洲鎌与人

尚寧王世代

万曆二十年壬辰、任頭職下地大首里大屋子

同二十二年庚午、捧年貢上国公事全竣帰島

同二十三年乙未八月二十九日、蒙領下地之祖納

『平良市史 第三卷 資料編1 前近代』一七九頁

『宮古島在番記』には、最初に砂川大首里大屋子に任命されたのは、万曆三十七(一六〇九)年己酉から同四十一(一六一三)年癸丑までの頭役の坡立氏の泰政であるとある。『坡立氏系図家譜正統』が未確認であるので、詳細を確認することができない。

一 万曆三十七年ヨリ同四十一年丑迄頭役三年

坡立氏 平良川満 砂川大首里大屋子泰政 字武佐

『沖縄県史料 前近代1 首里王府仕置』一六六頁

先に紹介した万曆二十三(一五九五)年八月二十九日の「大宮古間切下地大首里大屋子宛知行安堵辞令書」以後に、宮古八重山の両先島の役人に交付された辞令書で、高良倉吉氏が過渡期辞令書として分類するものが六通あり、その内四通が多良間島に関するもので、

原本である。

あと二通は八重山島のものであり、多良間島のものより五・六年前に交付されたもので、家譜に転写されたものと写本を軸装したものである。

辞令書は漢字と万葉仮名で書かれているので、原本どおり表記し、ルビを振った。御朱印である「首里之印」が、最初の「首里」と最後の年号の「天啓」の文字の上に押されているが省略した。

次に、八重山島の過渡期辞令書について、見てみよう。

四 八重山島の過渡期辞令書二通

(1) 「八重山間切の石垣首里大屋子知行安堵辞令書」

石垣市立八重山博物館館長の坂名城泰雄氏から、沖縄県立博物館学芸員の上江洲敏夫氏に、『長栄氏系図家譜小宗』に天啓五（一六二五）年の辞令書が転写されているとの情報提供があり、上江洲氏が一九八四年発行の『沖縄県立博物館紀要』第十号で、「（資料紹介）辞令書等古文書調査報告補遺（二）」として紹介している。

『長栄氏系図家譜小宗』を見てみると、小宗の五世石垣親雲上信本の記録に、この辞令書が転写されているのを確認することができ

五世信本

童名保久利、行二、万曆二十年^{壬辰}正月十一日生、

順治十八年^{辛丑}十月二十六日死、寿七十、号青山

父元祖石垣親雲上信保、四世石垣親雲上信名^{生寿不詳 号重華}

母憲章氏波照間首里大屋子英恒女、宇那利^{生寿不詳 号解心}

室毛裔氏宮良親雲上安英女、比呂真^{万曆年間生、崇禎年間任大安母 職、順治五年戊子十月廿二日死、}

^{生寿不詳、 号清鐘}

（中略）

尚寧王世代

万曆年間結欵髮、役之位階、官級、旅之勲功、年号月日、歴年

久遠不詳

万曆四十三年乙卯、任石垣頭職恭頂戴 聖君金印判

尚豊王世代

天啓五年乙丑十月十四日、知行高二十斛恭頂戴 聖君金印判左

録

首里能御^の三事^み

八重山間切のいしかき村より

知行高式拾石ハ

一人いしかきの志^しより乃大や^のこ^るに^に

多^たま^わり申候

天啓五年十月十四日

崇禎十二年己卯、致職

（後略）

『石垣市史叢書6』七二頁

信本は、万曆年間に欵髮を結い、役人として石垣頭職まで昇っているが、年を経ること久しく、その位階や官級、旅の勲功の年号月日は不詳であるとしている。しかしながら、万曆四十三（一六一五）年に石垣頭職に任じられて、金印判を頂戴したとあるので、も

しかしたら「八重山間切のいしかきの志より乃大やこ」職補任の辞令書があったのかもしれない。そして、天啓五（一六二五）年乙丑十月十四日に、知行高二十斛を頂戴したときの知行安堵の辞令書が交付されている。『長栄氏系図家譜小宗』を編集する際に、記録の証拠としてこの辞令書を転写したものとと思われる。

『八重山島年来記』には、「万曆四十三乙卯 玻武名村長栄氏はくりもい、石垣親雲上頭成ル、勤役式拾五年」と見える。

(2)「八重山間切の新本目差職補任辞令書」

左の辞令書は、八重山間切の「あらぬとのちく（新本之筑）」の

首里能御三事

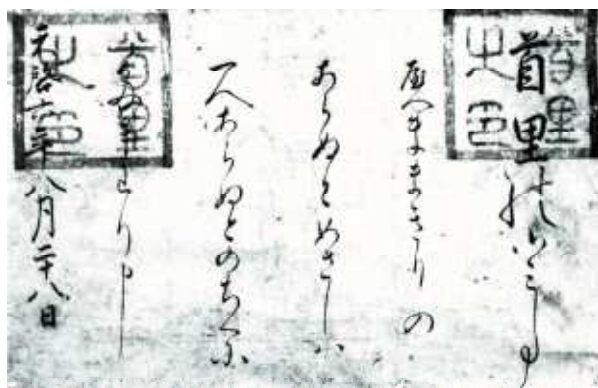
屋へままきりの

あらぬとめさしハ

一人あらぬとのちく_に

多_たま_わ王_り申_候

天啓六年八月二十八日



『沖縄県文化財調査報告書第十八号 辞令書等古文書調査報告書』四三頁）職にある者を、「あらぬとめさし（新本目差）」職に昇任させたとき_にに交付されたものである。

八重山島の役職で「目差」の下位の職に「何々之筑」というのがあったということである。

宮古島の『真世氏系図家譜正統』に、万曆三十六（一六〇八）年戊申生まれの初代の根間与人平道の父は「狩俣船筑」の狩俣尔也であると記されている。

多良間島では、『浦渡氏系図家譜正統』に、初代である常基は万曆三十（一六〇二）年壬寅九月九日に「多良間船筑」となり、御朱印を賜ったとある。

浦渡氏家譜正統

常基多良間船筑

童名計洲

父母不知為何人

尚寧王世代

万曆三十年壬寅九月九日、為多良間船筑、因而賜御朱印、

雖然久遠故生死不詳

『多良間村史 第六卷資料編5 多良間の系図並に勤書』一三二頁

父母や生死は明確ではないが、多良間船筑になり、御朱印を頂戴した万曆三十年壬寅九月九日がきちんと記録されているということ、『浦渡氏系図家譜正統』を編集した時点では辞令書が遺されていたものと思われる。

当然のことながら、辞令書には父母の名前や生死年月日は記されていないことから、系図家譜に反映することはできないので、「父母不知為何人」や「久遠故生死不詳」と書かざるを得なかったと思われる。

次に、多良間島の四通の辞令書を見てみよう。

五 多良間島の過渡期辞令書四通

高良倉吉氏は、多良間の辞令書について『多良間村史 第二巻 資料編1 王国時代の記録』で、次のように述べている。

表7に示したようにすべて目差、与人、首里大屋子といった役職への任命である。当時の役人組織からいうと、首里大屋子、与人、目差の順で序列が決まっているので、表7の1はイルイ筋目差職から仲筋目差職への転任、2、3、4は仲筋目差職から仲筋与人職へ、仲筋与人職から多良間首里大屋子職へ、無職の（人名マサリ）から水納目差職へ、といったふうにして昇任のケースである。ここで注目すべき点は、1、2、3の辞令書はある一人の人物の受けた一連のものと推察されることであろう。人名は不明なので仮にAとすると、Aはある年にイルイ目差となり、一六三一年にイルイ目差から仲筋目差へと転任になった。一四年後の一六四五年には仲筋目差から仲筋与人へ、その二年後には仲筋与人から多良間首里大屋子、つまり多良間最高の役職へと出世したのである。典型的なエリートコースを歩んだ人物であったといえよう。表7の4、つまり水納目差となったマサリは、あるいはAの息子であったかもしれない。

『多良間村史 第二巻資料編1 王国時代の記録』二九〇頁

高良氏は右のように述べているが、Aやマサリがどの家のだれであるかを特定するところまでには至っていない。

表7 多良間の辞令書一覧

発給年月日	受給者	給与内容
崇禎四（一六三一）年九月二日	イリ筋目差	大宮古間切の仲筋目差職
弘光元（一六四五）年八月十日	仲筋目差	大宮古間切の仲筋与人職
隆武三（一六四七）年八月二十八日	仲筋与人	大宮古間切の多良間首里大屋子職
順治九（一六五二）年十月九日	マサリ	大宮古間切の水納目差職

*原文では表は横書きであるが、縦書きに組み直した。また、表1とあるのは表7に置き換えた。

この四通の辞令書は、土原氏の親里家（親里春任氏）に伝来したものであり、現在は多良間村ふるさと民俗学習館で所蔵され、展示公開されている。昭和五十六（一九八一）年三月三十日付で、辞令書四通を一括して「親里家文書」として沖縄県指定の有形文化財古文書に指定されている。

親里家は、前述のとおり土原豊見親春源を元祖とする土原氏一門で、春源の四男二代多良間首里大屋子春盛を系祖とする『土原氏系図家譜支流』（下地家）から別家譜を編集した分家である。

『土原氏系図家譜支流』（下地家）は、下地春増氏の所蔵で『多

良間村史 第二巻資料編1』に翻刻されている。これには系祖の春盛を筆頭に、その嫡子三代仲筋与人春栄、その嫡子四代多良間首里大屋子春永、その嫡子五代多良間首里大屋子春良と続き、さらに六代水納目差春納、七代水納仁屋春指、八代水納仁屋春仁、九代下地春由と続き、十六代まで記載されている。しかしながら、童名が記述されていなかったり、五代の多良間首里大屋子春良の履歴がほとんど欠落していたり、七代から十二代にかけては母の名が記されていないかったり、検印の押された正式な「系図家譜」だったのか、疑わざるを得ない状況であり、原本なり複製なりを確認したいが、いずれも確認することができないのは、大変残念である。

村山家にも、名乗頭字の春は記載されているが、下のもう一文字が記載されていなかったり、代数や生年に誤りがあるなど下書きと思われるものがある。

五代多良間首里大屋子春良の長男の六代水納目差春納以下の子孫は『土原氏系図家譜支流』（村山家）に記録され、次男の六代水納目指春徳以下の子孫は『土原氏系図家譜支流』前久志原（親里家）に記録されている。

(1) 「大宮古間切の水納目差職補任辞令書」

下の辞令書は、4の「大宮古間切の水納目差職補任辞令書」である。

多良間島の「系図家譜」から、水納目差を下賜された「まさり」という者を見てみると、『土原氏系図家譜支流』（親里家）の系祖で六代水納目指春徳がいる。親里家は、四点の辞令書を伝世していた家である。

首里^の乃御三^み事

大宮古間切之

水納めさし^は八

一人^ま満さ^り爾^に

多^たま^わり申候

順治九年十月九日

『沖縄県文化財調査報告書第十八号 辞令書等古文書調査報告書』五二頁

『土原氏系図家譜支流』（親里家）は、『多良間村史 第二巻 資料編1 王国時代の記録』に翻刻されているが、多良間村ふるさと民俗学習館所蔵の原本の写真データを参照しながら、春徳について翻刻してみた。

土原氏家譜支流

春徳水納目指

童名真佐利

父土原氏豊見親春源五代多良間首里大屋子春良

母塩川村百姓宇増呂女保那

万曆三十七年己酉四月二日生



康熙三年甲辰六月十七日死 享年五十六

崇禎六年癸酉八月十五日生

順治八年辛卯八月五日、結片髪

同十一年庚午、為水納目指、因而賜御朱印

康熙二十三年甲子四月十八日死 享年五十二

『多良間村史 第二卷資料編1 王国時代の記録』九一頁

土原氏の「系図家譜」を見てみると、水納目差の肩書をもつ者がもう一人いる。春徳の兄で、『土原氏系図家譜支流』（村山家）の系祖の春納である。

『土原氏系図家譜支流』（村山家）は、翻刻されていないので、多良間村ふるさと民俗学習館所蔵の原本の写真データから、春納について翻刻してみた。

土原氏家譜支流

春納水納目差

童名松

父土原氏豊見親春源五代多良間首里大屋子春良

母塩川村百姓宇増呂女保名

万曆三十二年甲辰六月十三日生

康熙二年癸卯三月二十日去

天啓五年乙丑九月五日生

順治元年甲申二月七日結片髪

康熙三年甲辰九月五日死

この兄弟は二人とも水納目指となっているが、兄の春納の記録に

はそのことが記載されていない。弟の春徳の記録には順治十一（一六五四）年に水納目指となったことと、御朱印を賜ったことが記録されている。

辞令書には、その交付年月日は順治九（一六五二）年十月九日とあるが、親里家の春徳（童名真佐利）の家譜の記録には、順治十一（一六五四）年庚午となっている。二年の開きがある。

この兄弟の母親は「塩川村百姓宇増呂女保名（保那）」である。二人の記録にある母の生年月日と死去年月日を比べてみると、兄の春納の記録では、

万曆三十二（一六〇四）年甲辰六月十三日生

康熙二（一六六三）年癸卯三月二十日去

弟の春徳の記録では、

万曆三十七（一六〇九）年己酉四月二日生

康熙三（一六六四）年甲辰六月十七日死 享年五十六

である。生年では五年の開きがあり、没年では一年の違いがある。同一人でありながら、「系図家譜」によって異なった年月日になっている。

多良間島で「系図家譜」がいつ編集されたかは定かではないが、『土原氏系図家譜正統』（運天家）に誌された左の序文によれば、八代の末孫の塩川仁屋春倫が、乾隆十二（一七四七）年に東仲宗根目差に任命されたころではないかと考える。

夫正統者、如有水木根源。然則詳明正統、支流自隨之貫通、抒吾元祖土原豊見親春源者、弘治年間之人也。其頃八重山島大浜赤蜂兄弟及与那国之鬼虎、負己之武勇、不随王化。謀叛之時、随從忠導氏玄雅、到彼地征罰逆彼。到中山奉賀。而玄雅使、元祖春源請為多良間島之主長帰島、云々。吾雖為八代之末孫、為後世子孫、依旧聞記謹て誌之

『多良間村史 第二卷資料編1』六四頁

今回の事業で、山田浩世氏が「系図家譜」の翻刻と現代語訳を担当している。山田氏は、次のように現代語訳している。

それ正統とは、水や木に根源があるようなものである。ついで、すなわち正統を明らかにすれば、おのずと支流もこれに従い、よく分かるようになる。

私の元祖について述べると、土原豊見親春源は弘治年間（一四八八〜一五〇六年）の人である。その頃、八重山島大浜の赤蜂兄弟と与那国島の鬼虎は、自身の武勇を頼みにして王化に従わなかった。（赤蜂兄弟が）謀叛を起こした時、忠導氏玄雅に従って八重山の地へ赴いて逆らうものを征伐した。

彼（春源）は中山（首里）に赴いて（戦勝を）祝賀した。玄雅は申し出て、元祖春源を多良間島の主長（首長）にして帰島させたという。

私は八代目の末孫ではあるが、後世の子孫のため、旧聞に従い記録し、謹んでこれを誌す。

凡そ百年前のことを遡って「系図家譜」を記録するということは、

並大抵のことではなかったと考える。

辞令書が残されているのに、家譜の記録とは異なっている。辞令書の交付年月日と家譜の記録に二年の誤差はあるけれども、「まさり（真佐利）」が水納目差に任命されたということ、辞令書が親里家に伝わっていることなど、状況証拠は揃っている。このことから、4の「大宮古間切の水納目差職補任辞令書」は、『土原氏系図家譜支流』（親里家）の六代春徳童名真佐利（まさり）に交付されたものと考えて間違いないものと考ええる。

では、高良氏というAは誰であろうか。真佐利（名乗春徳）が、Aの息子であったかもしれないということであれば、春徳の父は下地家の五代多良間首里大屋子春良である。

二人の兄弟の父は「土原氏豊見親春源五代多良間首里大屋子春良」であるが、『土原氏系図家譜支流』（下地家）には、五代多良間首里大屋子春良については、次の三行しか翻刻されてなく、肝心の履歴のところが欠けている。

多良間首里大屋子春良

父多良間首里大屋子春永

母

『多良間村史 第二卷資料編1 王国時代の記録』一一一頁

『多良間村史』に翻刻されたものを見るかぎりにおいては、童名や母の生没年など欠落も多いことから、この「系図家譜」はこれを編集する前の下書きではなかったと考える。

(2) 「大宮古間切の仲筋目差職補任辞令書」

左の辞令書は、崇禎四（一六三一）年九月二日に、大宮古間切の仲筋目差の役をいる筋（西筋）目差に命じたというものである。

首里能御三事

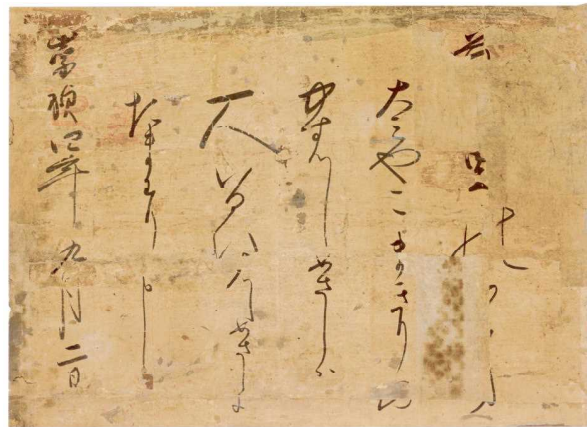
大三みやこまきりの

中すしめさしハ

一人いるいすしめさしにル

たまわ玉り申候

崇禎四年九月二日



『沖縄県文化財調査報告書第十八号 辞令書等古文書調査報告書』四六頁

康熙五十二（一七一三）年に編集された『琉球国由来記』の巻二の「諸間切諸島夫地頭設理ヲエカ人之事」に、宮古島の役人の名称が次のように記されている。

宮古島

平良大首里大屋子・下地大首里大屋子・砂川大首里大屋子（三員頭役。先此、称大首里大屋子。有黄冠、筑登之座敷。至于今、有叙座敷之人也。此頭役、往古者、或二間切或壹間切、従本国之士、為地頭職、兼在番、到于彼地方。十有余年勤之。万曆廿二年甲午、揚氏山内里之子親雲上

昌美、為下地・砂川地頭職。与人者中頃迄勤之タル人アリケルトナリ。且首里大屋子・与人モ同断也）

横目（二員）

友利首里大屋子・狩俣首里大屋子・伊良部首里大屋子・松原首里大屋子・多良間首里大屋子（五員。此役先此、有赤冠、筑登之座敷。至于今有黄冠也）

掌離島村々之公事也。

宮国与人・東中宗根与人・砂川与人・池間与人・島尻與人・荷川取与人・佐和田与人・久貝与人・来間与人・川満与人・西中宗根与人・新里与人・下里与人・洲鎌与人・与那覇与人・塩川与人・上地与人（十七員。此役赤冠。至于今。有筑登之座敷。掌村々公事）

大目差・大筆者・脇目差・脇筆者（四員、御蔵許筆者也）

島尻目差・新里目差・来間目差・川満目差・水納目差・伊良部目差・荷川取目差・久貝目差・東中宗根目差・西中宗根目差・砂川目差・友利目差・与那覇目差・多良間目差・池間目差・狩俣目差・上地目差・宮国目差・佐和田目差・洲鎌目差・下里目差・松原目差（二十二員。此与人之属役、青冠也。往古ハ黒ハ卷モ為有之由、王府御双紙二見ヘタリ。八重山島倣之。此外御蔵許若文字、有十八人、横目筆者一人。皆無冠也）

『琉球史料叢書第一』七八頁

前掲の「大宮古間切下地大首里大屋子宛知行安堵辞令書」にあるように、宮古島は「大宮古間切」と表記されている。仲筋目差は多良間島の仲筋目差と表記するのではなく、大宮古間切の仲筋目差と称していたということである。右に示したとおり、平良・下地・砂川の地域には仲筋目差という役はなかったということである。その

前職の「いるい筋目差（西筋目差）」は、崇禎四（一六三一）年には存在するが、ある時期からその役職名はなくなったということである。

(3) 「大宮古間切の仲筋与人職補任辞令書」

左の辞令書は、弘光元（一六四五）年八月十日に、大宮古間切の仲筋与人の役を仲筋目差に命じたというものである。

首里^{のみ}乃御三事

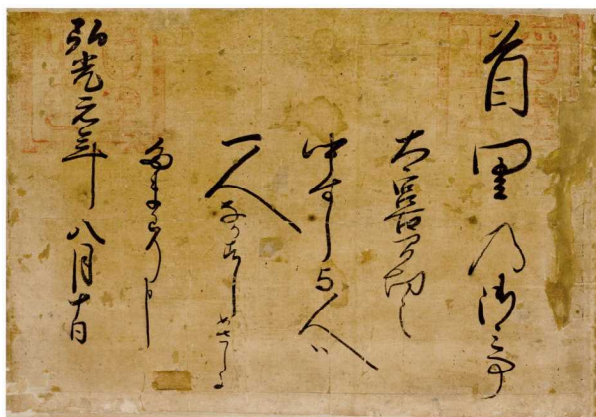
大宮古間切之

中すし与人^ハ

一人なかつしめさし^に尔

多^たま^わり申候

弘光元年八月十日



『沖縄県文化財調査報告書第十八号 辞令書等古文書調査報告書』五〇頁

(4) 「大宮古間切の多良間首里大屋子職補任辞令書」

左の辞令書は、隆武三（一六四七）年八月二十八日に、大宮古間切の多良間の首里大屋子職を仲筋与人に命じたというものである。

首里^{のみ}乃御三事

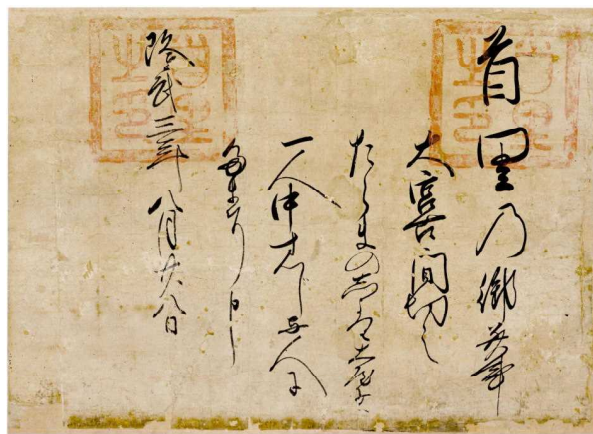
大宮古間切之

たらまの志^しよ里^り大屋子ハ

一人中すし与人^に尔

多^たま^わり申候

隆武三年八月廿八日



『沖縄県文化財調査報告書第十八号 辞令書等古文書調査報告書』五一頁

(2)・(3)・(4)の三点の辞令書は、西筋目差から仲筋目差、そして仲筋与人、さらには多良間首里大屋子へと昇進していった五代多良間首里大屋子春良に下賜された御朱印である。

おわりに

辞令書が交付されたのは、「系図家譜」を編集する遙か以前のことであり、親である春良の辞令書を子の真左利が継承して保管していても不思議ではない。

沖縄県立博物館・美術館に寄託されている重要文化財の「田名家文書」の三二通の辞令書の中には、九世儀間親雲上真周の六子で、

分家して別家譜を編製した十儀間筑登之親雲上真名の嫡子の十一世有銘筑登之親雲上真令の辞令書（田名家文書第二十八号）がある。甥（真令）の辞令書が伯父（十世渡嘉敷親雲上真房）の家に、保管されていたということである。

渡口真清氏は、『麻氏旧伝考』で、「分家は家譜を独立するまでは、辞令書を本家に預ける習慣だったらしい。その後、有銘家譜は独立しているのに、辞令書はそのまま本家に置いていたわけである。こういう風に辞令書を本家に預ける習慣があったのか。渡口家の分家に新嘉喜家がある。その初代に与えられた辞令書が渡口家に残っている。多分、本家は家もすっかりしているためであつただろう。偶然に本家の手に渡ったものではないだろう。」と述べている。

『土原氏系図家譜正統』を編集したのは、八代の末孫とその序文にある。その八代の下地仁屋が乾隆十二（一七四七）年に王府へ願い出た「口上覚」に、元祖土原豊見親春源から四代までの先祖の御印判について記述しているところがある。

私七代目之先祖土原豊見親ニは子細有之、多良間島之主役被仰付、同所住所仕候。此段は旧記ニ茂たしかニ相見得申候。

其嫡子西筋与人は、嘉靖十六年丁酉七月□日ニ、多良間島船筑より与人役被仰付候由、御印判頂戴仕候。此御印判は所々虫入候ニ付、修甫仕儀ニ付、此節ハ持渡不申候。

右与人嫡子多良間首里大屋子、其嫡子茂亦多良間首里大屋子迄被仰付、其内役儀段々被召進候節、被成下候御印判都合五通、爾今家宝仕、四通は此節御当地迄持参仕申候。

『多良間村史 第三卷 資料編1 王国時代の記録』七〇頁

初代土原豊見親春源の嫡子は、御印判によって嘉靖十六（一五三七）年丁酉七月□日に多良間島船筑から西筋与人役に任命されたが、その御印判は虫食いによって修理が必要なほど傷んでいるということである。宮古島や多良間島でも「船筑」という役職があつたことがわかるが、他に事例を確認することができないので、その後廃止されたのではないだろうか。

船筑から目差を経ずに西筋与人に任命されたということであるが、交付年月日は読み取れているのに、系図にはこの御印判のことが反映されていない。

二代の多良間首里大屋子春図の家譜の記録は、次のとおりである。

多良間首里大屋子春図

童名多麻

父土原豊見親春源

母尻仁屋宇増呂大筑女係名人

弘治年間生

正徳年間任首里大屋子

嘉靖年間不詳

『多良間村史 第二卷資料編1 王国時代の記録』六八頁

二代の春図は、多良間首里大屋子ではなく、西筋与人と記録されるべきであつたと思われるが、首里大屋子に任じられた御印判の記録もないのに、正徳年間の首里大屋子に任じられたとある。

この西筋与人（春図）の嫡子（ここでの嫡子は、家統を継いだ者のことであつて、長男を指すものではない）は、多良間首里大屋子に、その嫡子も多良間首里大屋子に任命されたという。このとき、

嘉靖年間の御印判とは別に四通の御印判があったという。この四通の御印判は、家譜編集の証拠として採用されているようである。

四代の多良間首里大屋子春村と五代の多良間首里大屋子春暄の家譜の記録は、次のとおりである。

多良間首里大屋子春村

童名宇味屋

父土原豊見親春源三代多良間首里大屋子春信

母同氏西筋与人春森女免嘉

嘉靖十七年戊戌生

隆慶元年丁卯八月五日、任多良間首里大屋子、因て賜御朱印

万曆三十六年戊申不禄寿七十一

多良間首里大屋子春暄

童名宇増屋

父春源四代春村

母仲筋村百姓屋真筑女辺計

万曆十五年丁亥十月二日生

万曆四十年壬子九月十八日、任多良間目差、因て賜御朱印

順治十二年乙未七月一日、任塩川与人、因て賜御朱印

同十六年己亥八月十一日、任多良間首里大屋子、因て賜御朱印

康熙二年癸卯不禄寿七十七

『多良間村史 第二巻資料編1 王国時代の記録』六八頁

この記録からすると、隆慶元(一五六七)年丁卯八月五日付けの

多良間首里大屋子職補任辞令書、万曆四十(一六一二)年壬子九月

十八日付けの多良間目差職補任辞令書、順治十二(一六五五)年乙未七月一日付けの塩川与人職補任辞令書、順治十六(一六五九)年己亥八月十一日付けの多良間首里大屋子職補任辞令書の四通の辞令書が、一八〇から八八年後の乾隆十二(一七四七)年には存在していたということである。

注

1 高良倉吉氏は、①で多良間島に残る四点の辞令書を紹介したのを皮切りに、②の中で「古琉球辞令書から近世辞令書へと継起的に変遷する辞令書の歴史の中で「過渡期辞令書」と把握できることなどの点を」私は指摘したと、⑤の四六頁で述べ、「過渡期辞令書」として現存する多良間島の四点の辞令書のほかに一三点を紹介している。

① 「史料調査報告 多良間の史料について」『沖縄史料編集所紀要』創刊号 一九七六年三月三十一日 八一頁

② 「古琉球辞令書の形式について」『沖縄史料編集所紀要』第三号 一九七八年三月三十一日 八九頁

③ 「III 古琉球辞令書とその形式」『沖縄歴史論序説』三一書房 一九八〇年十一月三十日 五一頁

④ 『琉球の時代―大いなる歴史像を求めて』筑摩書房 一九八〇年十二月十日

⑤ 「多良間の辞令書とその背景―琉球社会における近世的転換の一端―」『歴史研究』第三二・三二合併号 愛知教育大学歴史学会 一九八六年二月八日 四三頁

⑥ 「多良間の辞令書」『多良間村史 第二巻資料編1 (王国時代の記録)』

多良間村 一九八六年三月三十一日 二八九頁

2 「長栄姓小宗系図家譜」『石垣市史叢書6』七二頁

3 渡口真清著『麻氏旧伝考』麻氏門中会 二〇一七年 九〇頁